

本多家岡崎藩分限帳
二

本多家岡崎藩分限帳 二

本多忠高様同忠勝様御代 岡崎

岡崎

忠高様御代
忠勝様御代

百八十一枚

宮重	山田	高井	和田	石橋	服部	加藤	内藤	河合	都筑	小柳津
	古沢	荻須	岩田	浅尾	芦屋	林	小野田	長坂	中根	
	宮重	祖父江	松宮	国分	阿部	三宅		多門	河合	
	高井	土橋	三上	森	伊藤	伊藤		植村	梶	
	吉村	松井	吉野	三橋	牧	関屋		土屋	松下	

忠高様
忠勝様

本国駿河

政長様
忠国様

高式百五拾石

謹方不相知

初代

小柳津助兵衛

実名
不相知

高五百石

忠国様御代

四代目実子
小柳津作之右衛門宗重

忠高様御代、御宛行不相知、始名者鍋之助与申候処、忠

高様祖父之名相改候様被成御意、依之助兵衛与相改申候

由申伝候

同御代
御使番役

忠勝様
忠政様
政朝様
政勝様

忠政様御代

御者頭役

二代目実子

小柳津助兵衛

実名
不相知

忠国様
忠孝様
忠良様

忠国様御代
御使番役

高三百石

忠孝様御代

五代目養子実弟
小柳津助右衛門宗明

服部喜亦家江養子二罷越相勤居申候処、作之右衛門病氣三付、名跡無之、忠国様依御意罷帰、家督三百石被下置候

同御代
郡御奉行兼役

忠勝様御代、濃州関ヶ原御陣若年二而御供仕候

忠政様御代、大坂御陣二而得首級、依之式百五拾石御加

増被下置、御足輕御預被遊候付、組給三百石、都合八百

石之御折紙被下置候

忠良様
忠倣様
忠盈様
忠肃様
忠典様

忠倣様御代

六代目実子

小柳津助兵衛宗恒

高三百石

忠盈様御代

政勝様
政長様
忠国様

政勝様御代

三代目実子

小柳津助兵衛宗房

同御代
御免
忠肃様御代

御定番頭役

同御代

御免

忠典様

忠顕様

当御代様

忠顕様御代

御歩行頭役

同御代

御者頭役

高百七拾石

元高三百石

公儀より被下置候

高六千石

内寄子給二千五百石

右御判物今ニ所持仕候

永禄十一^{戊辰}年、奉仕、大権現様

江忠勝様御手ニ附罷在候

同年、忠勝様江御附人

七代目養子
小柳津助兵衛宗規

忠勝様

公儀より

高六千石

内寄子給二千五百石

忠勝様御代、故有之立退申候

台徳院様再被召出候、御自筆之御書物拝領仕所持仕候

二代目実子

都筑弥左衛門為政

忠政様

政朝様

忠勝様

御判物在之候

右同断

三代目実子

都筑惣左衛門云成

高六千石

内寄子給二千五百石

越前之御家江被為附、三郎左衛門与申罷在候処、忠政様

御代公儀江被成御願、元和三年十一月再御当家江御附被

本國遠江

初代

都筑惣左衛門秀綱

遊罷越惣左衛門与名改申候、其節御老中土井大炊頭様被仰渡候上意之趣左之通

美濃守方家為執治御附被成下候様此度願在之候二付、其旨達上聞候処、願之次第尤二被為思召、美濃守家江被遊御附候間相励永奉公可仕候、尤美濃守家柄格別之事二候間、万端厚心を附候様被仰出之候上意之御旨大炊頭様より三郎左衛門江被仰渡候、右之節大炊頭様より忠政様江被進候御自筆御書面二忠政様御書被為添三郎左衛門江被下置候、両通共今二所持仕罷在候

政勝様
政長様

高二千五百石

御職儀

四代目養子実云成甥
都筑惣左衛門為成
小笠原右近太夫様御家来
実父 嶋立内膳貞正

政勝様

高二百石

無役

同御代、部屋住二而知被下置候処、家督以前病死仕候

為成嫡子
都筑外記直成

政長様
忠国様

政長様御代

高二千五百石

部屋住被
召出
同御代
家督
御職儀

五代目実子 実次男
都筑惣右衛門安成

政長様御代、新知三百石被下置嫡子二被仰付候

忠国様

高二千五百石

忠国様御代
部屋住被
召出
同御代
家督
御職儀

六代目養子実弟
都筑惣左衛門宣成

同御代新知三百石被下置候

忠国様
忠孝様

高二千五百石

七代目養子
都筑惣左衛門茂成
御旗本
実父 桜井庄之助勝正

忠国様御代、播州姫路二而立退候処、帰参被仰付候
忠孝様御代、越後村上二而又候離散仕候

忠国様

四代目惣左衛門為成嫡孫

高八百石

大御番頭役

都筑外記増成

実父 外記直成

同御代、新知六百石被下置候
同御代、二百石御加増被下置候

忠孝様
忠良様

高三千石

忠良様御代
御職儀

八代目実父外記増成養子
都筑惣左衛門義成

実父 大谷三兵衛政名

忠孝様御代、養父外記家督八百石被下置候

同御代、本家惣左衛門茂成離散仕候付嫡家^三被仰付候

忠良様御代、御職儀被付候節惣左衛門^与改名仕候

同御代、有徳院様日光御社参古河御宿城之節、右惣御用

引請被仰付、士大将之心得を以掛引可仕旨、御直書被下

置候、右御用向無御差支相勤候付、御懇之御意之上、御

刀一腰御馬一疋鞍置、御時服、為御褒美拝領仕候

同御代、病氣^二付御職儀御免^并隠居之義奉相願候通被仰

付候

忠良様
忠敬様
忠盈様
忠肅様

忠良様御代

大御番頭役

高三千石

御用役兼帯

九代目実子
都筑惣左衛門有成

忠良様御代、新知三百石被下置候

忠肅様御代、御職儀御免^并隠居之義奉相願候通被仰付候

忠良様

忠敬様

忠盈様

忠肅様

忠典様

忠盈様御代

大御番頭役

同御代

御職儀見習

忠肅様御代

御職儀

同御代

思召在之御職儀

御免是迄之通部屋住

同御代

家督御家老席^江

罷出候様被仰付候

忠典様御代

忠肅様御遺命^三

御職儀帰役

忠典様御代

退役隠居被仰付候

忠盈様御代、新知三百石被下置候

十代目実子
都筑惣左衛門英成

忠肅様御代、御加増二百石被下置候

同御代、御職儀御免之節、二百石減知被仰付候

同御代、家督無相違被仰付候

忠典様

忠頭様

当御代様

忠頭様御代

十一代目実子

高千二百石

御職儀

都筑惣左衛門理成

元高三千石

忠頭様御代、思召之品在之候^二付、自今以後代々上席^二被

仰付候

忠勝様

高三千石

本国^三河

中根平右衛門忠實

右御知行千石者從權現様被下置、二千石者從御当家被下

置、都合三千石、天正十八年忠勝様総州大多喜御拝領之

節、平右衛門儀兼而御縁者之事故、美濃守様御後見被成

御頼由御願被成候处、權現様上意平右衛門儀者幸縁者^二

候得者大多喜江罷越、美濃守若年之事故致後見其上未家

中^一初々敷可有之間、彼地江参り致世話家中落着候者御

旗本江罷帰候様蒙上意御当家江罷越候

忠勝様

政政様

政朝様

政勝様

忠勝様御代

部屋住

勤向不相分

忠政様御代

家督

高二千五百石

同御代

二代目実子
中根平右衛門忠晴

御職儀

忠勝様御代、部屋住之節、御宛行相知不申候

同御代、平右衛門忠實存生中御知行之内五百石次男主

膳忠古江分知仕度旨相願置候处、家督之節平右衛門忠晴

江二千五百石弟主膳江五百石被下置候

公儀より被下置候千石者、忠政様御執持^二而公儀江差上申

候、右為代御領分上之地^二而二千五百石被下置候

政朝様
政勝様

政朝様御代
部屋住^三而被召出
御番頭役

同御代

御職儀

高二千五百石

政勝様御代

家督

三代目実子

中根平右衛門忠清

政朝様御代、部屋住^二而七百石被下置、其後都合千石被下置候

政勝様
政長様
忠国様
忠孝様
忠良様

政長様御代

御番頭役

忠国様

忠孝様御代

忠良様

御職儀

忠良様御代

御職儀御免隠居被仰付

政勝様御代、平右衛門忠清家督被仰付候節、二千五百石之内五百石同姓弥一左衛門忠好^江分知被仰付然処

政長様御代、弥一左衛門儀立去候^二付延宝五年閏十二月本知之事故五百石御戻被成下候旨、被仰渡候処、再三御

高二千五百石

四代目実子

中根隼人忠貞

辞退申上候得者政長様御自筆を以御戻被成下依之再三千五百石^二相成候

忠孝様

忠良様

忠孝様御代

部屋住^三而

高二千五百石

被召出

忠良様御代

家督

御番頭役

五代目嫡孫承祖

中根平右衛門常忠

実父 源次郎忠豪

忠国様御代、実父源次郎忠豪部屋住^三而被召出、新知三百石被下置相勤罷在候之処、忠孝様御代病氣^三付奉願隠居仕候、嫡孫平右衛門常忠嫡子^三奉願候依之部屋住^二而新知三百石被下置候

忠良様御代、祖父隼人家督無相違被下置候、然共幼年之儀故高之内千石御預り被成候出精相勤候様尤座席之儀者隼人通上席被仰付候旨被仰渡候平右衛門忠実より平右衛門常忠迄^者家格等^茂御座候而格別之御取扱共御座候、然処享保十五年常忠乱心仕候^三付、知行被召上候然共家柄之事故嫡子惣次郎忠有^江為新知七百石被下置候旨被仰渡候

忠良様

忠敬様
忠盈様

忠良様御代

御番留上座

六代目実子

高七百石

忠敬様御代

御番頭役

中根平右衛門忠有

忠良様御代より家格等被相減候而此時より並之御取扱

共御座候

忠頭様
当御代様

忠頭様御代

部屋住而被
召出

同御代

家督

八代目実子

高千石

元高二千五百石 同御代

御番頭役

中根平右衛門忠誂

部屋住而新知三百石被下置候

忠盈様
忠肅様
忠典様
忠頭様

忠典様御代

御番頭役

同御代

御職儀

七代目実子

高二千五百石

忠頭様御代

退役隠居

中根隼人忠容

被仰付

忠典様御代、御職儀被仰付其後被仰出候者先年御職儀被仰付候砌可被及御沙汰処、御時節柄故不被及其御儀候

家筋之事故此度旧知給五百石高ニ被仰付候段被仰出候

同御代、家柄之義御由緒茂有之殊出精相勤候ニ付席録格

共祖父平右衛門通被仰付扱再先規之通

但祖父平右衛門幼年中高之内千石御預り被成置候処、

忠頭様御代ニ至り御懇之御意之上御戻被成下候事

忠勝様

永禄九^{丙寅}年御附人

本國三河

公儀より被下知行

初代

高二千五百石
与力給二千五百石

河合又五郎政光

同御代、家督被下置候節、二千五百石之内五百石、弟河合又十郎正治^江分知被仰付、其後又十郎正治家断絶

忠勝様

公儀より被下知行

高二千五百石
与力給二千五百石

二代目養子

河合又五郎政一
実名 又五郎光弟

政勝様
政長様
忠国様

高二千石

御職儀

五代目実子

河合又五郎正好

忠勝様
忠政様

忠政様より被下知行

高二千五百石
与力給二千五百石

三代目実子

河合内蔵助政甫^(輔)

忠国様
忠孝様
忠良様

高二千石

御番頭役

六代目実子

河合内蔵助政英

忠政様御代、元和四年^午六月十五日、与力給共、都合五千石之 御判物被下置取持仕候

忠良様

高二千石

御番頭役

七代目実子

河合又五郎光徳

忠政様
政朝様
政勝様

高二千石

与力給二千五百石
御職儀

四代目実子

河合又五郎正矩

忠良様

高二千石

御番頭役

養子

河合内蔵助正美

忠政様御代、部屋住知行三百石被下置候

同御代、病氣ニ付奉願御番頭役御知行共差上退身仕実家^江戻申候

忠良様
忠敬様
忠盈様

忠良様御代より
忠敬様御代迄
御番頭役

高二千石

忠盈様御代
御職儀

八代目養子
河合内蔵助光迢
実父 梶金平勝任

家督被下置候節元高千八百石之内九百石減知

松平下総守様御家臣
実父 安西鞠負久道

忠盈様
忠肅様
忠典様

忠肅様御代より
忠典様迄
御番頭役

高二千石

九代目実子
河合富五郎光張

忠頭様
当御代様

高九百石

忠頭様御代
御番頭役
当御代様
御職儀

十二代目養子
河合内蔵助光興
永井信濃守様御家臣
実父 中村小兵衛元郷

忠典様
忠頭様

忠典様御代
御番頭役

高千八百石

十代目養子実弟
河合内蔵介光孚

忠頭様御代
御職儀

同御代
退役蟄居

家督被下置候節、貳千石之内二百石減知

忠頭様

忠頭様御代
御番頭役

高九百石

同御代
御職儀

十一代目養子
河合内蔵介光峻

本国三河

公儀より被下知行

忠勝様御代

高式千五百石

永禄九^丙寅年
御附人

初代

梶淡路守勝忠

忠勝様

忠政様

政朝様

政勝様

忠勝様

忠政様

政朝様 御代

政勝様

二代目実子

梶淡路守勝成

高式千五百石
与力給千五百石

大御番頭役

公儀より被下置候知行所者忠政様御代元和之度公儀江被
差上為替従、忠政様播州姫路^三而二千五百石寄子給千五
百石併四千石、公知之通被下置候

政勝様
政長様
忠国様

政勝様御代

大御番頭役

政長様御代

御職儀

同御代

依願御職儀御免

同御代

再御職儀

忠国様御代

三代目実子

梶金平勝雄

政長様
忠国様
忠良様

依願御職儀御免

同御代

離散

高式千五百石

忠国様御代

部屋住之節より

御職儀

同御代

離散

忠良様御代

帰参被仰付

再御職儀

四代目実子

梶金平勝賢

政長様御代、部屋住知行三百石被下置
忠国様御代、部屋住知行千石被下置

忠良様
忠政様
忠盈様

忠良様御代

部屋住之節より

御職儀

忠政様 御代

忠盈様 御代

御職儀

五代目実子

梶金平勝任

忠良様御代、部屋住知行五百石被下置

実父 大谷三兵衛政名

忠良様
忠倣様
忠盈様
忠肅様

高式千五百石

忠良様御代
部屋住之節より
御職儀
忠倣様
忠盈様御代
忠肅様
御職儀

六代目養子
梶金平勝順

後依思召隠居

被仰付候

忠肅様御代

後願候隠居同様

相心得候様被仰渡

忠盈様
忠肅様

御代、部屋住知行五百石被下置

実父 河合兵左衛門一維

忠盈様
忠肅様

忠肅様御代

部屋住^三而

御職儀見習

同御代

家督直御職儀

七代目実子
梶金平勝興

忠肅様
忠典様
忠頭様

忠典様御代

御職儀

高式千五百石

同御代

思召在之御役

御免隠居

忠頭様御代

再勤御職儀

同御代

就病氣相願隠居

同御代

永慎

八代目養子実弟
梶金平勝喜
再勤以後次郎兵衛
後凶書助

忠頭様御代、再勤御職儀就被仰付候知行五百石被下置

忠典様
忠頭様

忠頭様御代

御職儀

同御代

思召在之御役

御免隠居

同御代

永慎

九代目実子
梶金平勝興

高式千五百石

忠頭様
当御代様

忠頭様御代

逼塞

当御代様

逼塞御免

御料理間御番頭格

同御代

十代目実子
梶金平勝寛

高式百五十石
元高五百石

御番留役上座

忠頭様御代、家督之節、格録席共無相違被下置候

同御代、格録席共被召放逼塞被仰付、為手当米月五俵宛被下置候

当御代様、逼塞御免被成下候処御宛行之義者先其俣被差置候

同御代、新知三百石被下置

同御代、為御加増二百石被下置候

忠勝様

永禄九^{丙寅}年御附人

本国三河
初代

高千八百石

松下筑後守景綱

忠勝様、桑名江御取替之砌、初代筑後守儀忠朝様江被成御附候

政朝様

政朝様御代

二代目実子

高千八百石

御番頭役

松下筑後守房綱

忠朝様江二代目筑後守義茂相勤申候処、忠朝様御遺跡、政朝様被為継竜野江就御所替御供仕候、忠政様御遺跡、政朝様被為継候節姫路江御供仕候、従公儀被下置候知行、忠政様御代御附人之知行一統被差上候節上候旨与申伝候

政朝様
政勝様

政勝様御代

三代目実子

高千石

御番頭役

松下久左衛門吉綱

政朝様御代、就幼年御知行千石被下置候

政勝様
政長様
忠国様

政勝様御代

御番頭役

政長様御代

四代目実子

高千三百石

御家老職

松下久左衛門綱峯

政勝様御代、幼年^{三付}、家督高千石之内六百石被下置候

同御代、右残^而四百石之内二百石弟松下十郎兵衛^江為分

知被下置候

政長様御代、百五十石御加増

同御代、二百五十石御加増

忠国様御代、三百石御加増

忠国様
忠孝様
忠良様

忠国様御代

家督

高千三百石

同御代

御番頭役

忠良様御代

御番頭役

奉願御免

忠国様御代、部屋住之節、新知三百石被下置候

忠良様
忠敏様
忠盈様
忠肃様
忠典様

忠良様御代

御番頭役

忠敏様御代

高千三百石

御家老職

六代目実子

忠典様御代迄

忠敏様

忠盈様

忠肃様

忠典様

高千三百石

家督

七代目実子

同御代

御番頭役

奉願御免

同御代

忠肃様御代、部屋住之節、新知三百石被下置候

忠頭様

高千三百石

御番頭役

八代目養子

松下兵庫元綱

実父 大谷三兵衛政喜

忠頭様御代、思召在之格席御役義共被召放隠居被仰付候

忠頭様
当御代様

忠頭様御代

家督

高三百拾石

御料理間

九代目養子

松下源太左衛門綱清

元高六百五拾石 御番頭上座

当御代様

御用人格

御料理間御番頭役

同御代

御書留役

忠頭様御代、部屋住^二而御番頭並之勤被仰付候処、親兵庫儀隠居被仰付候節、御番頭並之勤被成御免、元高千三百石之内六百五拾石被下置候

御附人筋

本家河合内蔵助光興

本国^二河

忠勝様
忠政様
政朝様
政勝様

高三百石

御者頭役

初代

河合兵左衛門一成

忠勝様御代、同名又五郎政一次男^二而被召出高三百石被下置御者頭役、天正十九年於大多喜子細在之立退、元和二年忠政様御代、帰参被仰付、先知三百石被下置御者頭役

政勝様
政長様
忠国様

政勝様御代

家督

御代不知

御者頭役

忠国様御代

御用役

二代目実子

河合兵左衛門一次

高六百石

政長様御代、百石御加増
忠国様御代、式百石御加増

忠国様
忠孝様
忠良様

忠国様御代

御歩行頭

高五百石

同御代
御持簡頭
御用役 兼務

三代目実子

河合兵左衛門一輝

忠国様御代、家督五百石被下置候
忠良様御代、奉願隠居

忠国様
忠孝様
忠良様
忠敬様

忠国様より
忠良様御代迄部屋住勤不知
同御代
家督

高千石

同御代
御料理間
御番頭

四代目実子

河合兵左衛門一維

同御代
御用役
本家格録被仰付
御番頭役
同御代より忠敬様御代迄
御家老職

忠良様本家又五郎病死之節、嫡子直五郎養子被仰付、幼年^二付為後見本家格録被仰付二千石、都合二千五百石兵左衛門^江被下置、其後直五郎十五歳之節、二千石同人^江

被下置、兵左衛門^江者為御加増三百石被下置、都合八百石、其後同時代二百石御加増被下置候

忠良様
忠敬様
忠盈様

忠良様御代
部屋住^三
御側御用役

高千石

同御代
御番頭役
忠敬様御代
家督

五代目実次男

河合兵左衛門一通

忠良様御代、部屋住^三而新知三百石被下置候

御側御用役御免
同御代より忠盈様御代迄
御家老職

忠盈様
忠肃様
忠典様
忠頭様

高八百石

忠肃様御代
御番頭役

六代目養子

河合兵左衛門一親

実父 井上九太夫家香
実野口弥五左衛門政甫
三男井上九兵衛家道

養子部屋住^二而立去

忠盈様御代、家督元高千石被下置候

同御代、思召在之二百石減知被仰付候

忠典様
忠頭様

忠頭様御代

高八百石

家督
同御代

七代目実子
河合兵左衛門一光

忠頭様御代、思召在之格席御役義共被召放隠居被仰付候

忠頭様
当御代様

忠頭様御代

高式百九拾石

元高六百石

御料理間
御番頭上座
当御代様

八代目養子
河合兵左衛門一綱

実父 佐野市郎右衛門綱久

御用人格
御者頭役

同御代
御書留役
御者頭役其俣

家督之節、元高八百石之内六百石被下置候

忠勝様御代 天正十八年 御附人

公儀より被下置候知行

高千五百石 勤方不相知
外与力給千五百石

本國三河

初代
長坂血鏝九郎信宅

忠勝様
忠政様

政朝様
政勝様

公儀より被下置候知行
高千五百石 勤方不相知
外与力給千五百石

二代目実子
長坂茶利九郎忠尚

政勝様

高千五百石

御番頭役

三代目実子
長坂血鏝九郎盛信

政勝様御代、部屋住^二而被召出御知行四百石被下置候
同御代、立退申候

浪人^二而鎌倉^二罷在候

実子

長坂血鏝九郎信高

忠良様御代、浪人^二而鎌倉^二罷在候節、御目見被仰付候
同御代、於鎌倉病氣大切^二付、願書差出候者、実子無
御座候処、此^二而相果申候者、家名断絶仕段、無本意御

座候間、何卒私存生之内御家中一類之内成共、又者他
門成共私養子ニ被成下候様、願差出候処、奇特思召候、
依之松下之筋目之内、御僉議被成候得共、相応之者無
之、小笠原修理大夫様御内ニ木園右衛門宗武子、円四
郎与申者、佐野市郎右衛門甥而當時市郎右衛門方ニ被
養在之候、松下家より先祖佐野家江養子ニ参候、筋目
在之候ニ付、此者養子ニ被仰付候、当分者輕被召使、筋
目之家ニ候間、後々如何様共可被仰付候段被仰渡候

忠敬様
忠盈様
忠肅様
忠典様
忠頭様

忠敬様御代

御料理間御番頭格

忠盈様御代

御料理間御番頭役

忠肅様御代

御者頭兼役

忠典様御代

組数被減候ニ付

御者頭役

御免

同御代

病氣ニ付御料理間御番頭役御免

五代目実子
長坂血鏝九郎信清

忠良様

忠良様御代

御料理間

御番頭格

同御代

四代目養子
長坂血鏝信易

高二百石

御料理間御番頭役

小笠原修理大夫様御内

実父ニ木園右衛門宗武

浪人ニ而鎌倉罷在候節、為御合力、御扶持方二十人分

被下置候、追而帰参被仰付、御知行被下置候

有徳院様、日光山御社参之砌、御目見被仰付、御目通

仕候

忠良様

高二百石

忠良様御代、
被召出候

幼年ニ付御扶持方八人分被下置、御側江

忠頭様御代

御者頭格

忠敬様御代、
御知行被下置候

忠頭様
当御代様

忠頭様御代

御番入

同御代

家督

同御代

御鏝奉行役

高百三十石

六代目実子
長坂血鏝九郎信介

同御代
御料理間御番頭役
当御代様
御料理間御番頭役
御免
同御代
御使番役
同御代
御料理間御番頭格

忠勝様
公儀より被下置候御知行
高千七百石
忠勝様御代、從公儀御附人^ニ參候

本國三河
初代
多門越中重倍

忠勝様
忠政様
公儀より被下置候御知行
高千七百石

二代目美子
多門傳十郎
実名
不相知

忠勝様
忠政様
忠刻様
政朝様
政勝様

高千石

忠政様御代
御番留役

三代目美子

多門忠兵衛信宣

忠政様御代、部屋住^ニ而新知千石被下置候

同御代、忠刻様江御伝^ニ御附被遊候

同御代、家督之節、部屋住知行千石被下置候

忠政様
忠刻様
政朝様
政勝様

高千石
政勝様御代
御番留役
四代目実子
多門清兵衛信親

忠政様御代、部屋住^ニ而被召出新知二百石被下置候
政勝様御代、家督之節、千石被下置候

忠良様御代、御番留役
同御代
奉願隠居
御加増百石被下置候

政勝様
政長様

政勝様御代
御料理間

高二百石

政長様御代
御持筒頭兼帯

五代目実子
多門左門信定

忠良様
忠敬様
忠盈様
忠肃様
忠典様

忠良様御代
御番入

同御代
家督
同御代
御者頭役

高二百石

政勝様御代、家督被仰付候砌、左門義幼少^ニ付、亡父清兵衛部屋住知行二百石被下置候、成長之後、先知千石可被下置旨被仰出候

七代目実子
多門忠兵衛信重

政長様
忠国様
忠孝様
忠良様

高二百石

忠国様御代
御步行頭役
同御代

六代目実子
多門傳十郎信則

御使番役
忠孝様御代
御者頭役
忠良様御代
御料理間御番頭
同御代

忠肃様
忠典様
忠頭様

忠肃様御代
被召出

御者頭兼役
忠肃様御代
御用役
同御代
御旗奉行兼役
忠典様御代
御番留役
同御代
奉願隠居

高三百石

忠典様御代

家督之節

御歩行頭役

同御代

御者頭役

忠頭様御代

御用役

八代目養子

多門庄兵衛信之

実父 伊藤太兵衛德行

忠勝様

本家植村駿河守様

本国三河

初代

從公儀
高千石

植村与三郎安重

瑞雲院様御代、被召出、権現様御代迄御奉公仕候

権現様御代、御使番役^二而武田信玄、上杉謙信等^江之御

使、度々相勤申候、其外斥候被仰付候儀共申伝候

忠勝様御代、二代目庄藏儀^者從権現様為御附人、先達

御当家^江罷越其身^者公儀御旗本^二相殘、御奉公仕候得共、

及老年丈夫之働^茂難相成、隱居之存寄御座候処右与三

郎儀^者、植村駿河守様御先祖氏明出羽守様御弟^二而、乍

恐忠勝様^二者御叔父甥之御親^二被成御座候^二付、御招置

被成度旨、権現様^江被仰上、依上意御家^江罷越、御客

分之以御会积、被差置候由御座候

忠勝様 御附人

從公儀

忠勝様御代

高五百石

御旗奉行役

植村与三郎安政

初庄藏

権現様御扈從^二被召出、為部屋住知高五百石被下置、

相勤罷在候処、永禄九^{丙寅}年、忠勝様^江五十余騎御附人

之節、御当家^江罷越候

同御代、尾州蟹江御合戦之節、戦功を相励獲首級候

当御代様

高百七拾石

元高三百石

十代目実子

多門傳十郎信政

高三百石

忠典様
忠頭様
当御代様

忠典様御代

御番入

忠頭様御代

家督

同御代

御鑓奉行役

同御代

御料理間御番頭

同御代

御者頭兼役

同御代

御者頭兼役

御免

同御代、御旗奉行役被仰付、其節被仰出候者、私家代々御旗奉行役被仰付、并床几可被成下、御免旨奉蒙御意則御床几を被下置候由ニ御座候、以右之趣五代目与三郎永貞迄者出役之節、床几を為持候処、於総州古河火災之節、持伝候床几焼失仕、其上御減知後者銘々供之行粧等^茂不相整候ニ付旁以其後床几為持候義無御座候於公儀相用候、御相印ニ品今以所持仕候

忠勝様
忠政様

從公儀

高五百石

忠勝様御代
御旗奉行役

三代目夷子
植村与三郎政重

忠勝様御代、岐阜之城御攻之節、本丸北詰迄乘込候処扱ニ相成落着仕候ニ付、断候而引取申候、関ヶ原御合戦^{二者}一番二人を討取、其後又敵兵ニ槍付候而明石権平ニ為討申候、其上出雲守様御前ニ而能武者を討取入御覽候忠政様御代、権現様御上洛ニ付、從宮馱、桑名江御渡海之節、為御馳走從尾張様御船を被差出、從忠政様^茂為御馳走、御召船ニ与三郎政重を被為副、被差出候付、右之趣権現様江言上御座候処、忠政様之御船ニ可被為召与之上意^{ニ而}被遊御乘候由、其節与三郎政重御座船之艫ニ罷在候処、御近習之面々より御供船江参、可然与之

差凶ニ御座候ニ付、政重及答ニ候者、各様^{二者}御譜代之衆与存候、拙者儀者、当時本多家ニ致附属罷在候得共、元来徳川家御重代之者ニ御座候故、上様^{ニ茂}御存之者ニ御座候得者此儘御座船ニ可罷在旨、高声ニ申候ニ付、御屋形之内^{ニ而}右問答之趣、権現様委細ニ被為聴召、如何^ニも与三郎儀ハ徳川家重代之者ニ候故、其儘御座船ニ差置候様^{ニ与}之上意^{ニ而}、直ニ御目通江被召出、旧来之事共被為遊御物語候上、御胴服一領御手自被下置候旨申伝、則右拝領仕候御胴服今以所持仕候

忠政様御代、存寄ニ不相合義有之由^{ニ而}御当家を立退、公儀江罷帰候処、権現様右之趣意共委細ニ被為聴、本多家之義^者由緒^茂有之候事故立退候^{而者}本意無之候条、可帰参仕之旨蒙上意則以上使忠政様江爾々之趣、被為仰越御許容之上、帰参仕候由申伝候忠政様御代、大坂御陣之節、戦功を励獲首級候同御代、福島正則御改易ニ付、藝州廣島之城、御請取之節、御旗奉行役植村与三郎、中根九右衛門兩人之名宛^{ニ而}被遊御渡候、道中之御条目、今以所持仕候同御代從公儀被下置候御知行、御附人一統^{ニ奉還}府候^附隨而從御当家領知五百石、播州之内^{ニ而}被下置候

同御代、甲斐守様、播州龍野御在城之節、御附人之
面々江從公儀被下置、銘々所持仕候
御判物御拜見被成度旨、御沙汰御座候二付、一統二差
出入御覽置候處、龍野從御城中失火仕右御判物悉焼失
仕候由、其節安重、安政、政重等從來頂戴仕候御判物、
摠而焼失仕候旨申伝候

忠政様
政朝様
政勝様

政勝様御代
御番留役

同御代

高五百石

御鑓奉行役
兼帶

四代目実子

植村与三郎政永

政勝様御代、嚴有院様御元服二付、為御祝儀、御使者
出府仕則登營仕候處、御奏者中被謁御祝儀之御使者、
首尾好相勤申候

政勝様
政長様
忠国様
忠孝様
忠良様

政長様御代

御鑓奉行役

高三百石

忠国様御代
御者頭役
忠良様御代
奉願隠居

五代目実子

植村与三郎永貞

政勝様御代、十四歳二而家督相続仕候、其節小野源太
夫、芦谷猪左衛門兩人江被仰渡候者、幼年二付家督五百
石之内当時三百石被下置、二百石者被成御預候、尤成
長之上者、如本知可被下置旨御意之趣、大橋五左衛門
執達二御座候、且御広間五番江入番被仰付、御看板之
名順、御者頭役之間江出候由申伝候

政勝様御代、十七歳二而元服仕候、其節相伺候者家督之
義、当時三百石被下置候得共、二百石者御預二而減知与
不被仰付候得者、本知之高相違無御座候様二奉存候、
然者以知行高格式相立候義共如何可仕哉之旨、奉伺候
處、其尽五百石之格式を相用候様、被仰出候由二而其
後五百石之格式を相用來候

政長様御代、与次郎与申、罷在候處御鑓奉行役被仰付
候節、御直二被仰渡候者父祖代々相用來候武功之名二候
間、与三郎与可相改旨奉蒙御意、於御前改名仕候

同御代、京都從法皇御所出火、御殿不殘炎上、女院御
所江茂火移焼失二付、御大老御老中方迄、為御注進從和
州郡山早駈之御使被仰付、江戸柳原之御屋敷迄二日一

時半^二到着仕、御留守居岡田安兵衛、石田与一左衛門
 同道^二而御大老酒井雅樂頭様^江罷出、謁見仕、右炎上
 之次第、并^二兩御所御機嫌宜候^与之御口上之趣及言上候
 处、帝都近辺之從諸侯方未注進無之以前、行程凡百三
 十里余之所、三日一時半^二到着之義、道中之出精格別
^二相見候旨、雅樂頭様始御老中方、御賞美被成下候由、
 右御用相勤、郡山^江罷歸候处
 政長様、御前^江被為召奉蒙御懇之御意、其上被為成御
 着用候、御紋附之御羽織御手自被下置候
 忠良様御代、奉願隱居仕候处、年来出精仕相勤諸事心
 縣候段、被遊御満足候、依之年始^并御具足御祝義等之
 節、罷出候様被仰出例年於御居間之御次御礼申上、且
 御具足御祝儀之節^茂罷出頂戴仕候

忠良様
 忠敬様

忠良様御代
 御步行頭役

同御代

御使番役

同御代

御鑓奉行役

同御代

御者頭役

高二百石

六代目実子

植村与三郎公政

忠敬様
 忠盈様
 忠肅様
 忠典様
 忠頭様

高二百石

忠良様御代、
 目見被仰付、
 有徳院様日光御社参之節、御附人一統御
 御目通^江罷出候

同御代

奉願御役

御免

忠敬様御代

奉願隱居

忠盈様御代

御横目役

忠肅様御代

御者頭役

同御代

(貼紙)

相分兼追^而書入

七代目実子

植村与三郎頼徳

同御代

思召在之

兩御役御免

忠典様御代

郡御奉行役

町御奉行役兼帶

同御代

御旗奉行役

両御奉行兼帯

同御代

兼役之方御免

御旗組御預

忠頭様御代

御用役

御旗奉行兼役

同御代

御番留役

御用役兼帯

御旗奉行役

忠頭様御代、老年多病ニ付隠居奉願候処、無余義事故、被成下御聞届候得共、年来之勤功^茂有之義ニ付、御差留被成候間、乍太義致保養、三御役共其俣相勤可申候、依之月番江戸勤、惣御武具其外懸り合者、被成下御赦免候旨被仰出候

忠頭様
当御代様

忠頭様御代

御番入

同御代

御使番格

同御代

家督

同御代

御用役

高四百石

八代目実子

植村与三郎氏寛

当御代様

忠頭様御代、

元高百石御加増被下置候

当御代様

御番留役

御用役兼帯

同御代

郡御奉行役

町御奉行役 兼帯

寺社奉行役

宗旨御奉行役

御用役之方月番御免

同御代

郡御奉行役

町御奉行役 兼帯御免

寺社御奉行役

宗旨御奉行役

御用役ノ方月番

寺社御奉行御用談

被仰付

同御代

御番留役并兼役

寺社御奉行御用談共

被召放隠居永慎

当御代様

部屋住^{三而}

被召出

高百五拾石 同御代
元高二百五拾石 家督
家督之節、当高二百拾石之内百五拾石被下置
九代目実子
植村与二郎頼恭

忠勝様 本国遠江
高不相知 初代
勤向不相知
永禄九年御附人^二而参罷在候、天正三年遠州小山^二而討死仕候
土屋甚助重俊

忠勝様
忠政様
高五百石 二代目実子
勤向不相知
忠勝様、濃州関ヶ原御陣之節御供仕候
土屋甚助重光

忠政様
政朝様
政勝様
忠政様御代
御歩行頭役
政朝様御代
高五百石 三代目養子
寄合之間
御番頭様
忠政様御代、摂州大坂御陣之節御供仕候
実父 水谷又右衛門^{実名}
不相知
同御代、養父甚助勢州桑名^二而病死仕候
其節嗣子無之女子一人御座候处、思召御座候由^二而暫此女子^二御知行無相違被下置、其後御小姓相勤罷在候
水谷主馬助^ラ親又右衛門^江御直之 御意^二而甚助為婿養子家督相続被仰付候
土屋主馬助光膝

政勝様
政長様
忠国様

政長様御代
御歩行頭役

高二百五拾石

忠国様御代
御者頭役

四代目実子
土屋甚助光宗

主馬助光藤二男

政勝様御代、兄庄太夫光清部屋住三而被召出、新知百石被下置罷在候内病死仕候付、嫡子奉願家督相統被仰付、御知行五百石之内二百石分被下置二百石甥長三郎江分知被仰付候、百石被召上候訳不分明

忠国様御代、五拾石御加増

忠国様

忠国様御代
御小姓

五代目実子

土屋甚助光貞

高二百五拾石

同御代
家督

忠国様御代、部屋住三而御知行百石被下置候

忠国様
忠孝様
忠良様

高二百五拾石

無役

六代目養子

土屋甚助光信

実父 同姓長三郎光長

忠良様
忠做様
忠盈様
忠肃様

忠良様御代
御横目役

高百石

同御代
御歩行頭役

七代目実子

土屋甚助光風

御使番役
忠做様御代
御者頭役
御鉄砲奉行加役
忠盈様御代
御者頭役奉願候処

加役斗御免

忠肃様御代
御料理間御番頭役

忠良様御代、於刈谷当歳三而家督二百五十石無相違被下置候、於同所御人滅之後御扶持方被仰付十二人分被下置候、於古河御人滅之節、幼稚故御暇被仰出外畑六反被下置候、三年目外畑之外御扶持方三人分被下置、其後先知之内百石被下置候
忠做様御代、小知三付御役相勤候内御扶持方四人分被下置候

忠肅様
忠典様
忠頭様

高百石

忠肅様御代
御番入

同御代

家督

忠頭様御代

御使番役

同御代

御料理間御番頭役

同御代

御者頭役兼帯

同御代

奉願隠居

忠頭様御代、
被下置候

小高^二而御役数相勤候付、每暮白銀五枚

忠頭様
当御代様

高八拾石

元高百石

九代目養子

土屋甚介光弘

実父 石橋次郎左衛門周義

忠勝様御代御附人

高千石

勤方不知

初代 本国三河

内藤善兵衛直家

忠勝様
忠政様

高千石

勤方不知

二代目実子

内藤善兵衛直俊

忠政様御部屋住之砌奉称家忠様与候節、為御分知、別
^二高七百石被下置候处、御家督被蒙仰候節、右七百石
之御分知上り申候、尤御折紙所持仕罷在候

忠政様

高千石

同御代
御旗奉行役

三代目実子

内藤善兵衛直春

忠政様
忠朝様
政勝様

高五百石

無役

忠政様御代、家督五百石被下置候

四代目実子

内藤善兵衛輝直

政勝様
政長様

忠国様
忠孝様

高二百石

政勝様御代、
家督二百石被下置候

政長様御代
御定番頭

五代目実子

内藤平十郎直勝

忠敏様
忠盈様
忠肃様
忠典様
忠頭様

高二百石

忠敏様御代
御番入

同御代

家督

忠盈様御代
御横目役

同御代

奉願御横目役
御免

忠肃様御代
御使番役

忠典様御代
御者頭役

忠頭様御代
御料理間御番頭役

同御代

奉願隠居仕候

九代目養子

内藤善兵衛直好

実父平十郎祇直

忠国様
忠孝様
忠良様

高二百石

忠国様御代
御番入
忠孝様御代
家督
無役

六代目養子

内藤平十郎賢直

実父山田十左衛門政吉

忠良様

高二百石

無役

七代目実子

内藤平十郎祇直

忠頭様

高二百石

忠頭様御代
御番入

同御代

家督

同御代
御使番役

十代目養子

内藤善兵衛直道

忠良様
忠敏様

高二百石

無役

八代目養子

内藤平十郎直恒

実父平十郎賢直

忠良様御代、石堂左衛門家督相続仕候処、兄平十郎
実子幼少ニ付、思召を以内藤家相続仕候様被仰付候

御小納戸兼帯

同御代

御物頭格

御使番役

御小納戸兼帯

同御代

御料理間御番頭役

御小納戸兼帯被召上

同御代

奉願隠居

忠頭様御代、家督二百石被下置候

同御代、御料理間御番頭御小納戸被召上候節、御知行

共被召上御扶持方拾人分被下置候

忠頭様
当御代様

高御扶持方拾人分

忠勝様

御附人

本国三河

初代

高式百石

勤方不知

小野田与市

実名
不知

忠勝様御代、遠州小山合戦之時御供仕候

忠勝様

高式百石

勤方不知

二代目養子

小野田新五郎

実名
不知

忠勝様御代、武州岩槻城責之時忠政様御初陣之御供仕

御馬先^二而討死仕候

忠勝様

高式百石

勤方不知

三代目実子

小野田新九郎

実名
不知

忠勝様御代、濃州関ヶ原合戦之時御供仕候

十一代目実子
内藤平十郎直富

同御代、勢州桑名^二而影山弥三郎^与喧嘩仕切腹被仰付候
跡式^者弟惣左衛門^江無相違被下置候

忠勝様

忠政様

政朝様

高式百石

四代目養子

小野田惣左衛門

実名
不知

实新九郎弟

忠勝様御代、十八歳之時病氣ニ付、乗馬難相成御暇相願候処、首尾好御暇被下置候上、江府江被召連町屋敷被下置御扶持方被下置候

政朝様
政勝様
政長様

五代目養子

始新五郎

小野田浄休

実名不知

細川采女正様御家来

実名不知

幼少より眼氣悪敷一生御奉公不仕、亡父惣左衛門通御扶持方被下置候

政長様
忠国様

忠国様御代

六代目実子

高式百石

御普請奉行役

小野田与市高行

政長様御代、親浄休江被下置候通御扶持方其俣被下置候
忠国様御代、被召帰本知被下置其節、家之名与市与可相改旨被仰付候

忠国様
忠孝様
忠良様

忠敏様
忠盈様

高百石

無役

七代目実子

小野田与市氏高

其後

忠良様御代、越後村上ニ而幼少ニ付、御暇被下置候

同御代、於下総古河帰参被仰付、御扶持方三人分被下置候

置候

同御代、旧知之内百石被下置候

忠盈様
忠肃様

高百石

無役

八代目養子

小野田与市正高

実父 浄専寺仙領

忠肃様
忠典様
忠頭様

高百石

忠頭様御代

御横目役

同御代

御馬方支配

御預

同御代

思召在之御役御免

同御代

御歩行頭格

九代目養子
小野田与市高邦
実父 和田与右衛門吉陳

忠頭様
当御代様

高八拾石
元高百石

十代目養子
小野田与市高明
実父 石橋八太夫義方

忠勝様
忠政様

御宛行不相知

格式不相知

本国三河

初代
加藤与助
実名 不相知

忠政様
政朝様
政勝様
政信様

御宛行不相知

格式不相知

二代目養実之詛相知不申候
加藤与助
実名 不相知

政信様
忠英様

高百石

忠英様御代
御用役

三代目実子
加藤兵左衛門一字

忠良様

高五百石

忠良様御代
御料理間
御番頭格

四代目実子
加藤与助一通

同御代
御料理間御番頭役

同御代、百石御加増

御番留
御用役兼帯

同御代、百石御加増
同御代、二百石加増
忠英様より忠良様江御附被成御供仕候

忠良様
忠敏様
忠盈様
忠肃様
忠典様
忠頭様

高五百石

忠肃様
忠典様
忠頭様

高五百石

忠良様御代
被召出

同御代
家督

忠敏様御代

御料理間御番頭役

忠盈様御代

御用役

忠肃様御代より

御番留

五代目養子

加藤与助一親

実父 佐野市郎右衛門綱豊

忠頭様
当御代様

高五百石

御物頭役兼帯
同御代
御用役

忠頭様御代
被召出

同御代

家督

同御代

御使番役

当御代様

御者頭役

当御代様

高式百五拾石

元高五百石

御者頭役

七代目実子

加藤丹下一信

八代目養子

加藤与助一精

実丹下一信弟

六代目実子

加藤与助一村

忠肃様御代

被召出

忠頭様御代

御步行頭格

同御代

家督

同御代

御料理間御番頭

同御代

忠勝様
忠政様

高六拾貫文

勤方不知

本国近江

初代

林猪兵衛久長

忠国様
忠孝様
忠良様
忠敏様

高三百石

忠国様御代
御番入
同御代
家督

四代目実子

林佐左衛門職清

忠政様
政朝様
政勝様
政長様

高三百石

忠政様御代、

忠政様御代
御使番役
政朝様御代
寄合之間
御番頭役

二代目実子
林七左衛門久氏

忠良様御代
御使番役
同御代
御者頭役
同御代
御用役
同御代
御旗奉行兼役
忠敏様御代
奉願兩御役義
御免
奉願隠居

政勝様
政長様
忠国様
忠孝様

高貳百五拾石

忠国様御代
御目付役
同御代
御忍頭

三代目養子

林七之助宗胤

実父 中村覺左衛門富晴

忠良様御代五拾石御加増被下置候

忠良様
忠敏様

高三百石

忠良様御代
御番入
忠敏様御代
家督
無役

五代目実子

林佐左衛門職久

政勝様御代、家督貳百石被下置候
政長様御代、立去り申候
忠国様御代、帰参被仰付候
同御代、五拾石御加増被下置候

忠敏様

忠盈様
忠肃様
忠典様
忠頭様

高三百石

忠頭様
当御代様

高百七拾石
元高三百石

忠典様御代

御使番役

忠頭様御代

御料理間

御番頭役

同御代

御用人格

同御代

奉願御役格御役儀

御免隠居

六代目養子実弟

林佐左衛門英昇

七代目養子

林佐左衛門重久

実父 山田権左衛門重真

当御代様
御料理間御番頭

御定番頭役

同御代

御使番役

同御代

家督

同御代

御番入

忠頭様御代

忠勝様
忠政様

高三百石

忠政様
政朝様
政勝様

高三百石

政勝様
政長様
忠国様

高式百石

政勝様御代、
知被仰付候

忠国様
忠孝様
忠良様

高三百石

忠勝様御代

御旗奉行役

初代

三宅理兵衛道清

本国三河

政勝様御代

御歩行頭役

二代目実子

三宅理兵衛安清

無役

家督二百石之内百石、
弟三宅新兵衛江分

三代目実子

三宅理兵衛勝安

忠国様御代

御歩行頭役

忠孝様御代

御使番役

忠良様御代

御持筒頭役

同御代

四代目養子

三宅理兵衛安玄

大坂御城与力

実父 三宅又次郎政円

御用役
御者頭兼役

忠国様御代、五拾石御加増

忠良様御代、五拾石御加増

同御代病氣ニ付奉願隠居被仰付御扶持方五人分被下置候

忠国様

忠国様御代

忠孝様

御番入

忠良様

忠良様御代

忠敏様

部屋住ニ而
御使番役

忠盈様

同御代

高三百石

五代目実子

三宅九郎兵衛安周

家督
御者頭役

同御代

病氣ニ付奉願
御役御免

忠良様御代、部屋住ニ而新知百石被下置候

同御代、親元組直ニ御預ケ被成下御物頭役被仰付候

同御代、病氣ニ付奉願隠居嫡子理兵衛江家督被下置候

忠敏様御代、理兵衛病死仕嫡孫幼年ニ付、格別之思召

を以再勤被仰付候

忠盈様御代、老衰ニ付奉願隠居嫡孫江倅理兵衛家督被

下置候

忠良様
忠敏様

高三百石

忠良様御代

御歩行頭役

六代目実子

三宅理兵衛高殷

忠盈様
忠肅様
忠典様

高三百石

忠肅様御代

御歩行頭役

同御代

御鑓奉行役

忠典様御代

奉願御役

御免

七代目実子

三宅理兵衛高燕

忠典様
忠頭様
当御代様

高百七拾石

元高三百石

忠頭様御代

御歩行頭役

同御代

御者頭役

当御代様

御普請奉行

御郭方兼帯

八代目実子

三宅理兵衛道謙

忠勝様
忠政様
政朝様
政勝様

高百五拾石

忠政様御代
郷御横目

初代

伊藤金弥知徳

本国二河
伊藤八郎右衛門同家

政勝様
政長様
忠国様

高三百石

内

政勝様御代
御横目
政長様御代
御者頭役

二代目実子

伊藤太兵衛崇徳

忠良様
忠敏様
忠盈様
忠肃様

高三百石

政勝様御代 五拾石御加増
政長様御代 五拾石御加増
忠国様御代 五拾石御加増
政勝様御代 御横目役之内御暇被下三年目被召帰、帰役
忠国様御代 隠居仕候節、奉願次男甚之丞江五拾石分知

忠国様
忠孝様
忠良様

高式百五拾石

忠孝様御代
御普請奉行
御減知之砌

三代目実子

伊藤太兵衛正盛

御免

忠良様御代

御普請奉行

宗旨奉行兼役

同御代

御者頭

同御代

奉願隠居

忠良様御代

御番入

同御代

家督

同御代

御歩行頭

同御代

御者頭

同御代

御用役

忠盈様御代

御旗奉行兼役

同御代

御番留御用役

御旗奉行兼役

忠肃様御代

奉願隠居

四代目養子

伊藤太兵衛徳行

実父 伊藤甚之丞崇全

忠良様
忠倣様
忠盈様
忠肅様
忠典様
忠頭様

高三百石

忠良様御代
御次勤見習
忠倣様御代
被召出
忠盈様御代
御歩行頭
忠肅様御代
家督
同御代
御物頭
御歩行頭兼役
忠典様御代
兼役御免
忠頭様御代
御料理間御番頭役
御者頭兼帯
同御代
御用役
同御代
御勘定奉行兼役
同御代
御番留
御用役
御旗奉行兼役

忠肅様御代、部屋住之節、新知百石被下置候
忠頭様御代、及老年候付隠居奉願候処、無余義事ニ思召候得共、被成御差留候条致保養相勤可申候、依之御

五代目実子
伊藤太兵衛惟徳

忠頭様
当御代様

勝手掛并江戸詰被成下、御赦免候旨被仰出候
同御代、老年迄出精、品々兼役等^茂相勤候付、厚御意之上、拝領物被仰付御旗奉行、御勘定奉行兼役被成下御赦免候

高百七拾石

元高三百石

忠頭様御代
御番入
同御代
御使番格
同御代
御料理間御番頭格
同御代
家督
同御代
御者頭役
当御代様
御料理間御番頭役
御者頭兼役
同御代
御旗奉行兼役

六代目実子
伊藤太兵衛脩徳

忠勝様
忠政様

本國美濃

忠勝様御代

初代

高三百貫文
後四百石

御槍奉行役

関屋後藤左衛門知益
初九十郎

忠勝様御代、濃州関ヶ原合戦之時御供仕候

忠政様
政朝様

忠政様御代

御使番役

同御代

二代目実子

高五百石

御者頭役

関屋後藤左衛門知正

忠政様御代、部屋住之節、意恨有之人ヲ討立退候、其後、父病死ニ付、被召帰、家督被下置候
同御代、大阪御陣御供仕得首級、依其功御加増百石被下置候

政朝様
政勝様
政長様

政長様御代

御番留役

三代目養子

高五百石

同御代

関屋後藤左衛門正寿

御者頭兼役

実父不知

政長様
忠国様

忠国様御代

御槍奉行役

忠孝様
忠良様

同御代

御者頭役

高五百石

同御代

四代目実子

御者頭ニ而御番留役

関屋後藤左衛門幸正

忠孝様御代

御旗奉行兼役

忠義様

高式百石

無役

五代目養子

関屋後藤左衛門正親

忠良様御代、家督無相違彼下置、其後二百石減知被仰付候、減知之訳者不相知候

忠良様

忠良様御代

御普請奉行役

六代目養子

高式百石

宗旨御奉行

関屋後藤左衛門正虎

兼役

実父 笹川覚左衛門教治

同御代

御槍奉行役

忠良様御代、後藤左衛門正親病死仕候処、実子藤蔵幼年ニ付、正虎筋目在之候付、正親養子可仕旨、甥笹川唯右衛門被仰渡、家督二百石被下置、正親実子藤蔵、

嫡子ニ仕候様彼仰付候

忠良様

高式百石

無役

七代目養子

関屋藤蔵正村

実父 後藤左衛門正親

忠良様
忠敬様
忠盈様

高式百石

無役

八代目養子

関屋後藤左衛門幸道

実父 坂井忠右衛門重経

忠盈様
忠肃様
忠典様
忠頭様

高式百石

忠肃様御代

御步行頭役

忠典様御代

御横目兼役

同御代

忍之者御預

同御代

思召在之両御役

御免

忠頭様御代

九代目養子

関屋後藤左衛門正敬

平塚伊賀守様御内

実父 佐藤幾野右衛門保道

忠頭様
当御代様

高八拾石

元高百石

忠頭様御代

御普請奉行役

同御代

思召在之御普請

奉行役御免

当御代様

御步行頭格

十代目実子

関屋後藤左衛門知允

忠頭様御代、

家督之節二百石之内百石被下置候

御步行頭格^三而
郷御横目兼役

同御代

郡御奉行役

町御奉行役

同御代

御者頭役

同御代

思召在之退役隠居彼仰付候

忠勝様
忠政様

本国尾張

忠政様

御横目役
同御代

四代目養子

服部十郎左衛門清房

本出雲守様相勤候

実父 水野四郎五郎
実名 不知

高二百石

忠政様御代
御者頭役

初代

服部太郎七康清

高二百石

御者頭役
忠政様御代

奉願御役御免
其後奉願隠居

被仰付候

置候

忠政様御代、
大阪御陣之節、
得首級為御加増百石被下

忠政様

政朝様

政勝様

政長様

政勝様御代
御持筒頭

二代目実子

服部十郎左衛門貞廉

忠政様

忠政様

忠政様

忠政様御代
御番入

忠政様御代

家督

五代目実子

服部十郎七郎清親

高二百石

同御代
御者頭役

高二百石

同御代
御横目役

政長様

忠国様

忠孝様

忠良様

忠孝様御代
御者頭役

三代目実子

服部太郎七貞雄

忠政様

忠政様

忠政様

忠政様御代
御横目役

忠政様御代

病氣ニ付

六代目実子

服部十郎左衛門清篤

高二百石

忠良様御代
奉願御役
御免

高二百石

政長様御代、
家督之節、
二百石ニ被仰付候

忠良様

忠良様御代

忠政様御代
郡御奉行

兼役

町御奉行

忠頭様
当御代様

高百三拾石
元高二百石

当御代様
御使番役

忠勝様
忠政様

本国摂津

初代

芹屋与十郎信行

後忠左衛門与改

高二百石

無役

忠勝様御代、百石御加増被下置候

七代目養子
服部太郎七清秀
実父 栗野主馬常直

忠政様
政朝様

高二百石

無役

二代目実子
芹屋忠左衛門貞信

政朝様
政勝様
政長様

政勝様御代

郷御横目役

政長様御代

三代目実子

芹屋猪左衛門信知

高二百五拾石

政長様御代、五十石御加増被下置候

同御代、嫡子猪左衛門江家督二百石、二男竹右衛門江

五十石、分知二奉願候

政長様

政長様御代

忠国様

御步行頭役

忠孝様

忠国様御代

忠良様

御者頭役

高二百五十石 同御代
郡御奉行役
四代目実子
忠国様御代、郡御奉行被仰付候刻、御頼之旨蒙御意、
五十石御加増被下置候
芦屋猪左衛門俊信

政長様
忠国様

高五十石 無役
政長様御代、次男^二而分知

初代
芦屋竹右衛門 実名
不知

忠国様
忠孝様

高五十石 無役

忠孝様御代、於越後村上病死、名跡不奉願家断絶

二代目養子
実父 萩原藤右衛門 実名
不知
芦屋半太夫 实名
不知

忠良様
忠做様

高二百五十石

忠良様御代
御目付役
同御代
御者頭役
忠做様御代
奉願御役御免

忠做様
忠盈様
忠肃様
忠典様
忠頭様

忠做様御代
御目付役
忠肃様御代
御者頭役
同御代
御役御免

高三百石

忠盈様御代、五十石御加増被下置候

郡御奉行 兼役
町御奉行
忠典様御代
御意之上御役
御免
同御代
御者頭役

六代目養子
実父 佐藤与一兵衛泰秀
芦屋猪左衛門俊峯

忠頭様
当御代様

五代目実子
芦屋猪左衛門俊長

高百七十石
元高三百石

忠頭様御代

御番入

同御代

家督

同御代

御横目役

同御代

寺社御奉行

宗旨御奉行

兼役

郡御奉行御用談本役同様被

仰付、郡方支配之者御預被成候

同御代

寺社御奉行宗旨御奉行并

郡御奉行御用談共御免

同御代

御歩行頭役

同御代

御小納戸兼帯

同御代

郡御奉行

町御奉行

兼役

当御代様

御料理之間御番頭格

同御代

御料理之間御番頭格

郡町御奉行共御免

同御代

御歩行頭役

七代目実子

芹屋猪左衛門俊豊

同御代

御者頭役

同御代

郡御奉行

寺社御奉行

宗旨御奉行

町御奉行御用談

兼帯

忠勝様
忠朝様

本國陸奥

高式百五拾石

勤向不相知

初代

阿部清右衛門

実名
不相知

忠勝様御代、於大多喜、被召出候旨申伝候

慶長六年、御人分之節より忠朝様江相勤候

忠朝様
政朝様

高式百石

勤向不相知

二代目実子

阿部藤左衛門

実名
不相知

忠朝様御代、家督式百石被下置候

同御代、御軍役御書付被下置候

政長様
政勝様
政長様

政朝様御代
家督

同御代

三代目実子

高式百五拾石

御者頭役

阿部六郎右衛門

実名
不相知

政朝様御代、於立野、部屋住ニ而新知百石被下置候

同御代、御加増五拾石被下置候

寛永八年、政朝様御当家御相統被遊候節、御供仕候

政長様

政長様御代

御歩行頭役

高三百石

同御代

四代目実子

御持筒頭役

阿部六郎右衛門

実名
不相知

政長様御代、御加増五拾石被下置候

政勝様
政長様
忠国様
忠孝様

政長様御代
家督

忠国様御代

御横目役

高式百五拾石

御者頭

五代目養子実弟

阿部藤左衛門宗重

政勝様御代、二男ニ而御小姓被召出、相勤罷在候処、

政長様御代、兄六郎右衛門病死仕候付、奉願家督被仰

付、其砌式百石被下置候

忠国様御代、御加増五十石被下置候

忠孝様
忠良様

忠良様御代

御横目役

高式百五拾石

同御代

六代目養子

阿部六郎右衛門宗貞

奉願御免

同御代

松平左兵衛佐様御家来
実父 安西長右衛門彰高

御者頭役

同御代
奉願御免

忠良様
忠倣様
忠盈様
忠肅様
忠典様

高式百五拾石

忠盈様御代
御横目役
忠肅様御代
奉願御免
忠典様御代
御使番役
白山郭御横目兼帯
同御代
両御役奉願
兼役御免
同御代
御定番頭役

七代目実子

阿部六郎右衛門宗峻

忠勝様
忠政様
政朝様

高式百五拾石

忠政様御代
御者頭役
初代
伊藤八郎右衛門政近
忠政様御代、御加増五十石被下置候
同御代、大阪夏御陣之節、於道明寺口得首級、依之又
候、御加増五十石被下置候

本国三河

忠肅様
忠典様
忠頭様

高式百五拾石

忠肅様御代
御番入
忠典様御代
家督
忠頭様御代
御歩行頭役

八代目実子

阿部藤左衛門宗翰

忠政様

高四百石

忠政様御代
御兒小姓被
召出
同御代
御兒小姓頭
同御代
御側筒頭組廿人御預
忠政様御代、部屋住^ニ而新知百五拾石被下置、其後別
知四百石被下置御側筒頭相勤罷在候处、思召在之大原
作之右衛門^江御預切腹被仰付候

嫡子

伊藤久之允近治

忠頭様
当御代様

高百五拾石

忠頭様御代
御普請奉行役
御郭方兼帯
元高式百五拾石
当御代様
御使番役

九代目養子実弟

阿部六郎太夫宗周

政朝様
政勝様
忠国様

高式百五拾石

忠国様御代
御定番頭役
同御代
奉願御役

二代目嫡孫承祖

伊藤八郎右衛門治矩

御免
政朝様、厚以思召、嫡孫承祖被仰付候
政勝様御代、御暇奉願和州南部蟄居罷在候処
忠国様御代、帰参被仰付候

忠国様
忠孝様
忠良様

忠国様御代

御番入

同御代

家督

高式百五拾石

同御代

御破損奉行

忠良様御代

於三州刈谷御役人被減候付

御役御免

同御代

御使番役

同御代

御者頭役

同御代

奉願隠居

忠良様
忠敏様
忠盈様
忠肅様

忠良様御代

御番入

同御代

家督

三代目実子
伊藤八郎左衛門治興

高式百五拾石

同御代

御横目役

忠敏様御代

町御奉行

忠盈様御代

奉願御役御免

忠肅様御代

御定番頭役

同御代

奉願隠居

忠盈様

忠肅様

忠典様

忠盈様御代

御番入

忠肅様御代

家督

高式百五拾石

同御代

御横目役

忠典様御代

御使番役

忠典様
忠頭様

高式百五拾石

忠頭様御代

御横目役

忠頭様
当御代様

四代目実子

伊藤八郎右衛門治行

五代目実子

伊藤弥助懿恭

六代目実子

伊藤十郎太夫治親

忠頭様御代

御歩行頭格

郷御横目

当御代様

高百五拾石

御船奉行

元高貳百五十石 郷御横目兼帯

同御代

御役兼帯共

御免

七代目養子

伊藤八郎右衛門治熙

実父 多門庄兵衛信之

忠勝様

忠政様

政朝様

政勝様

高二百五十石

同御代

奉願御使番

御免

本国三河

初代

牧左次兵衛吉信

忠政様

政朝様

政勝様

政長様

忠政様御代

被召出

政朝様御代

家督

同御代

大御納戸元々役

政勝様御代

大御納戸役

被召上候

高二百石

二代目実子
牧左次兵衛信成

忠政様御代、御次相勤、部屋住之内、新知百五拾石被

下置候

政勝様御代、大御納戸元々役被召上候節、知行五拾石

減知被仰付候

政長様
忠国様

政長様御部屋住之節

忠孝様

御小姓被召出

同御代

家督

三代実子

忠典様

同御代

家督

高二百石

同御代

大御納戸元メ

牧左次兵衛信義

高二百石

同御代

五代目実子

牧左次兵衛信友

忠国様御代

御槍奉行

忠盈様御代

奉願御物頭役

同御代

御者頭役

御免

御者頭兼役

政長様御代、

部屋住之内、新知百石被下置候

御者頭兼役

忠典様御代

御用役

忠典様御代

御旗奉行兼役

御用役之方連判月番共御免

御用役之方連判月番共御免

忠国様
忠孝様
忠良様

忠国様御代
御番入
忠孝様御代
家督

同御代

御使番役

四代目実子

忠典様

忠典様御代

御番入

六代目養子

牧左次兵衛信発

高二百石

同御代

御持筒頭明組ニ相成候節、代り被仰付候

牧与七郎信為

忠典様

同御代

実父 大原与次兵衛正副

迄御持筒組御預被遊候

同御代

奉願御物頭役御免

御歩行頭役

同御代

御横目兼役

同御代

忠良様
忠敏様

忠良様御代

御忍之者御預

忠頭様
当御代様

高二百石

忠頭様御代
御歩行頭役

七代目実子

牧与七郎信増

当御代様

高百三拾石
元高二百石

八代目実子

牧左源太信行

忠勝様
忠政様

政朝様
政勝様

高四百石

忠政様御代
御忍頭役

御厩方支配
兼役

政朝様御代
右同断

御相撲之者
五十人御預

初代

石橋八太夫義春

本国上総

政勝様

高三百石

政勝様御代、

家督之節、三百石被下置候

政勝様御代
御忍頭役

二代目実子

石橋与右衛門義高

政勝様
政長様
忠国様
忠孝様

高貳百石

政勝様御代、家督二百石之内幼少^二而百五拾石被下置、
伯父八太夫忠頼^江百五拾石分知被仰付候
忠国様御代、五拾石御加増被下置候

忠国様御代

三代目実子

石橋源右衛門義国

御普請奉行役

忠孝様
忠良様

忠良様御代
御横目役
證文方

高式百石

御厩方
御忍者預
同御代

四代目実子

石橋八太夫義陳

忠典様
忠頭様
当御代様

忠頭様御代
御普請奉行役
御曲輪方
兼帯
同御代
御使番役
御普請奉行
御廓方
兼帯

忠孝様御代、家督式百石被下置候

忠良様御代、御減知之砌、御扶持方九人分被下置候

同御代、御暇被下置、御普請代之者故、外畑六反被下置候旨被仰付候

同御代被召帰、本知式百石被下置候

高百五拾石

同御代
御船奉行役
御普請奉行
御廓方
兼帯

七代目実子

石橋八太夫義方

忠良様

五代目実子

石橋是八義政

高式百石

無役

忠頭様
当御代様

忠頭様御代
御番入

八代目実子

石橋八太夫義忠

忠良様
忠敬様
忠盈様
忠肅様

高百五拾石

無役

六代目養子実弟

石橋八太夫義直

高百拾石
元高百五拾石

当御代様
家督

同御代

忠良様御代、家督之節、百五十石被下置候

御横目格
御郭竹木方元

忠勝様
忠政様

本国伊勢

高三百石

勤方不相知

初代

浅尾藤兵衛正直

忠勝様御代、御加増五拾石宛兩度被下置候

忠政様御代、御加増五拾石被下置候

同御代、大坂御陣之節得首級申候、從

忠政様、難波一捕流砲術御相伝被成下候

忠良様

断絶候処、外孫之儀故、二代目藤兵衛正次引取養育仕、
且男子無之候付、奉願嗣子ニ仕置候処、正次病死仕、
幼年ニ而家督相続仕候付、三百石之処百石被下置候

高百石

無役

四代目養子

浅尾藤兵衛正晴

実父 加治彦左衛門景可

忠良様御代、家督百石被下置候

同御代、御扶持方被仰付、六人分被下置候

同御代、百石被下置候

同御代、於古河被仰出候者往昔從忠政様、初代藤兵衛

正直江、難波一捕流砲術御相伝被成下候、差上候盟書被

遊御見出候処、其方江被下置候者、家督ニ茂可相成与被

為思召候付、御下ケ被成下候趣、御家老中執達ニ御座

候、当時所持仕候

政勝様
政長様
忠国様
忠孝様
忠良様

高百石

無役

三代目養子

浅尾藤三郎正秀

実父 宮本辨之助貞長

政勝様御代、右藤三郎儀実父宮本弁之助溺死仕、家及

忠良様
忠敬様
忠盈様
忠肃様

高百石

無役

五代目養子

浅尾藤兵衛正親

忠肅様

忠典様

忠顕様

当御代様

忠顕様御代

御横目役

同御代

御忍之者御預

同御代

高百五拾石

御者頭格

御横目其俣

同御代

御者頭役

御横目役兼帯

同御代

御横目兼帯御免

忠顕様御代、当高三拾石御加増被下置候

同御代、及老年候^ニ付、御横目兼役御免、年数無滞相

勤候事故、御意之上御目錄拝領仕、当番者被成御免候

忠顕様

当御代様

忠顕様御代

御番入

高百五拾石

当御代様

家督

七代目実子

浅尾藤兵衛正堯

当御代様

高百拾石

元高百五十石

八代目実子

浅尾虎次郎正虎

忠勝様

忠政様

政朝様

高百石

本国伊勢

初代

国分九郎右衛門真定

勤方付不相知

政朝様

政勝様

政長様

忠国様

政勝様御代

御代官

高百五拾石

政長様御代

大御納戸

二代目実子

国分九郎右衛門真成

忠国様御代、老衰仕候付、御知行差上度段、御願申上候処、願之通御聞届被成下、其節、五拾石御加増被下置、直^ニ倅^江家督百五拾石被下置候

忠国様

忠孝様

忠良様

忠国様御代

御金元

忠良様御代

御金元奉願

御免

高百五拾石

同御代

御横目格

同御代

御横目役

三代目実子

国分九郎右衛門真恒

同御代

御役奉願御免

忠良様御代、奉願隠居之節、御扶持方三人分被下置候

忠頭様御代、病氣ニ付、御物頭役被成下御赦免候様奉願候処、御物頭役者、其俣相勤組之者取扱被成下御赦免候

御者頭役

忠良様
忠敏様
忠盈様
忠肃様

忠良様御代

御番入

同御代

家督

同御代

御使番役

忠肃様御

御役奉願御免

四代目実子

国分九郎右衛門真昌

忠頭様
当御代様

忠頭様御代

御步行頭役

六代目養子

高百拾石

当御代様

国分三之允真恕

元高百五拾石

御鍵奉行役

実父 那須武兵衛秀隆

同御代

当御代様、師役出精仕候付、御番被成下御免候

忠盈様御代、

候様被仰付、御番御免被成下候

御役御免被成下候様奉願候処、其俣相勤

忠盈様
忠肃様
忠典様
忠頭様

高百五拾石

忠盈様御代

御番入

忠肃様御代

家督

忠典様御代

御使番役

忠頭様御代

五代目実子

国分三之允真栄

本国三河

忠勝様
忠政様
忠刻様
政朝様
政勝様

高百石

忠政様御代、
紙所持仕候

忠刻様御部屋住之節、
相勤申候刻、御折

勤方不相知

初代

森市六

実名
不相知

忠良様御代、
候

奉願隠居仕候節、
御扶持方三人分被下置

家督勤方同断
同御代
御横目役
同御代
奉願御役御免

忠良様
忠敏様

忠良様御代
御番入

高百石

四代目養子
森市六美治
実父 赤塚段助正直

政勝様
政朝様
忠国様
忠孝様
忠良様

高百石

無役

二代目実子
森市兵衛

実名
不相知

同御代
御横目役
同御代
奉願御役御免

政長様
忠国様
忠孝様
忠良様

高百石

政長様御代
御番入
忠孝様御代
御小納戸
忠良様御代
勤方同断
同御代

三代目実子
森佐次右衛門美方

忠敏様
忠盈様
高百石

無役

五代目養子
森市六通正
実父 河野丈庵通恒

忠盈様
忠肅様

忠典様
忠頭様

高百石

無役

六代目養子
森市右衛門美正
実父 森市六美治

忠勝様
忠政様
政朝様

御歩行

本国三河

初代
三橋仁兵衛安久

忠頭様
当御代様

忠頭様御代
御横目役
同御代

高八拾石

元高百石

郡御奉行役
町方御用談
当御代様

七代目養子

森佐次右衛門美模
実父 矢賀牛禿円徳

政朝様
政勝様
政長様

高五十石

三人扶持

政長様御代、

新知五十石被下置候

政長様御代
御代官

二代目実子
三橋大郎二郎太夫安次

思召在之
郡御奉行
町御奉行
御用談共
御免

同御代

御普請奉行
御郭方兼帯

同御代

御船奉行役
御普請奉行
御郭方共 兼帯

政長様
忠国様
忠孝様
忠良様

高五十石

三人扶持

政長様御代
御代官

忠国様御代
御代官

奉願御免

三代目実子
三橋多右衛門久清

忠国様
忠孝様
忠良様

高百石

忠国様御代
御番入
忠良様御代
家督

四代目実子
三橋太郎太夫久雄

三人扶持

同御代

郷御横目

忠良様御代、

御加増五十石被下置候

忠良様

忠良様御代

忠敬様

御番入

忠盈様

同御代

忠肅様

家督

忠典様

同御代

御代官

高百三十石

忠盈様御代

定府被

仰付候付

御代官御免

同御代

御横目役

忠肅様御代

郡御奉行役

町御奉行役

寺社方兼帯

忠典様御代

郡御奉行役

町御奉行役

御意之上御免

同御代

御定番頭

忠肅様御代、

御加増三十石被下置候

忠典様
忠頭様

高百三十石

忠典様御代

郷御横目

同御代

御横目役

忠頭様御代

御厩方支配御預

同御代

御使番役

忠頭様
当御代様

高百石

元高百三十石

忠頭様御代

御横目役

同御代

御馬方支配

御預

当御代様

御物頭役

御横目役其俣

同御代

思召在之御者頭格

御横目役被召上候

同御代

御横目格

酒造方

御山方御郭竹木方御用談

六代目実子

三橋太郎太夫安毅

七代目実子

三橋太郎太夫良久

忠勝様
忠政様
政朝様
政勝様

高五十石

政朝様
政勝様
政長様
忠国様

高五十石

政長様
忠国様
忠孝様
忠良様

高百石
五人扶持

勤方不相知

政朝様御代
御歩行

政勝様御代
家督

政長様御代
御破損方

政長様御代
御歩行

同御代

御仲之間三而

御広間御番入

忠国様御代

家督

同御代

呉服御納戸

本国相模

初代

和田与右衛門吉次

二代目実子

和田仁兵衛吉直

三代目実子

和田与右衛門慶貞

同御代

山御奉行

忠良様御代

御破損奉行

同御代

奉願御役御免

忠良様御代、御扶持方五人分被下置候
同御代、御加増五十石被下置候

忠良様

忠敬様

忠盈様

忠肃様

忠良様御代

御番入

同御代

家督

同御代

御小納戸

忠盈様御代

御普請奉行役

宗旨御奉行兼

忠肃様御代

奉願御役御免

四代目実子
和田与右衛門吉陳

高百石

忠盈様

忠肃様

忠典様

忠盈様御代

御番入

忠肃様御代

家督

同御代

御小納戸

高百石

五代目実子

和田与右衛門吉綱

忠典様御代
御横目役

同御代

病氣ニ付奉願御役御免

同御代

御横目役

同御代

御役被召放
隠居

忠典様
忠頭様

高百石

忠頭様御代

郷御横目

忠頭様
当御代様

高八十石

元高百石

忠勝様
忠政様

御宛行不知

御歩行

本國上総

初代

岩田金六郎

実名
不知

忠政様
政朝様
政勝様

御切米拾一石
二人扶持

忠政様御代
御歩行
政勝様御代
御蔵役

二代目実子

岩田弥五右衛門在義

六代目養子
和仁兵衛吉恵
撰州平野郷土
実父 辻葩七右衛門用成

政勝様
政長様
忠国様
忠孝様
忠良様

御切米拾一石
二人扶持

御歩行

三代目実子

岩田六右衛門在光

七代目実子
和田判左衛門吉香

政勝様御代ヨリ拾一石二人扶持被下置候処
忠良様御代、御減知後六石五斗被下置候

忠良様
忠徹様
忠盈様

忠良様御代

忠肅様

御步行

同御代

高五拾石

御步行目付

忠敬様御代

御仲之間御取立

同御代

御詰格被仰付

大御納戸

同御代

御金元兼帯

忠肅様御代、

新知被下置候

忠盈様

忠盈様御代

忠典様

御步行

忠頭様

忠肅様御代

家督

土圭間御番入

同御代

御金元

忠典様御代

兵部様当分御附

同御代

兵部様御附御免

其俤御金元

忠頭様御代

御広間御番入

高五拾石

四代目実子

岩田弥五右衛門臺在

五代目養子

岩田弥五右衛門在栄

実父 平田覚太夫為利

忠頭様
当御代様

高五拾石

同御代

御普請奉行格

同御代

奉願隠居

忠頭様御代

御足輕支配

御中間頭兼帯

同御代

御金元兼帯

六代目養子

岩田弥五右得門在直

実父 関三郎右衛門季頼

忠勝様
忠政様
政朝様
政勝様

政勝様
政長様
忠国様
忠孝様
忠良様

忠国様
忠孝様
忠良様
忠敏様

高八石五斗
三人扶持

御中間

政勝様御代
御中間

忠国様御代
杖突

同御代
肝煎

忠国様御代
杖突

忠良様御代
肝煎

同御代

御納戸下役

御取立

同御代

御詰格

使者銀御納戸

本国近江

初代

市右衛門

二代目美子

松宮新助

三代目美子

松宮武右衛門知丈

忠良様
忠敏様
忠良様
忠敏様
忠盈様

高五拾石

忠敏様御代、

新知被下置候

忠盈様
忠肅様
忠典様

高五拾石

忠盈様御代
御番入
同御代
家督
無役

忠典様
忠頭様
当御代様

高五拾石

忠良様御代

御納戸下役

忠敏様御代

御仲ノ間格

同御代

御詰格

御勝手元メ

四代目美子

松宮源次右衛門任純

五代目美子

松宮幸藏孝赫

六代目美子

松宮源次右衛門経郡

本國上総

忠勝様
忠政様
政朝様
政勝様

御宛行動方不相知

初代
三上六兵衛 実名不相知

政勝様
政長様
忠国様
忠孝様
忠良様

高百石

忠国様御代
御中間頭
忠良様御代
奉願御免
忠国様御代、新知七拾石被下置候
同御代、三拾石加増被下置候

二代目実子
三上六兵衛正友

忠良様

高百石

忠良様御代
御代官
同御代
御免

三代目実子
三上作之進正房

忠良様
忠政様

高八拾石

忠良様御代、家督之節、八拾石被下置候

実父 大岩市郎左衛門 実名不相知

忠政様
忠盈様
忠肃様
忠典様
忠頭様

高六人扶持

忠政様御代
土圭間
忠肃様御代
兵部様御附
同御代
兵部様御附
御免
忠典様御代
兵部様御附
同御代

五代目養子
三上作之進正房
実父 三上作之進正房

忠政様御代、

家督之節、御扶持方六人分被下置候

忠頭様
当御代様

忠頭様御代

高六人扶持

土圭間
同御代
御賄
同御代
御取締^ニ付
御賄御免
同御代
御蔵勤

六代目養子
三上作之進正部
実父 中嶋七太夫敬義

忠勝様
忠政様

忠勝様御代
御忍

初代
吉野久太夫

本國播戸
(磨九)

忠政様
政朝様
政勝様

忠政様御代
御忍
政朝様御代
御持筒組

二代目実子
吉野久太夫

政勝様
政長様
忠国様

政勝様御代
御持筒組
忠国様御代
御先手小頭

三代目実子
吉野半右衛門

忠国様
忠孝様
忠良様

御先手小頭

四代目実子
吉野久太夫

忠良様

忠敬様
忠盈様
忠肅様

忠良様御代
御足輕

高御切米六石五斗
式人扶持
御代
割場小頭

御代
割場小頭

忠敬様
忠盈様
忠肅様
忠典様
忠頭様
当御代様

忠敬様御代
御納戸下役被召出

忠肅様御代
御納戸帳元

高五拾石

同御代
一判取

直段目付
御納戸帳元兼帯

忠典様御代
御仲ノ間
御賄
直段目付
御納戸帳元兼帯
同御代

五代目養子
吉野久太夫好猶
肝煎
実父 森本仁太夫

六代目養子
吉野清太夫長壽
御足輕
実父 高橋茂太夫

忠頭様
当御代様

忠肅様御代、
忠頭様御代、
御切米五斗御増被下置候
新知五拾石被下置候

高五拾石

御詰格
御賄

直段目付

忠頭様御代

御料理人魚切御勝手御中間

支配ニ被仰付候

同御代

御広間御番入

同御代

大御納戸

同御代

御元ノ格

勤方は迄之通

忠頭様御代

御納戸下役

見習被召出

同御代

一判取御取立

同御代

土圭間御番入

御納戸帳元

同御代

御賄

七代目実子
吉野求太夫氏晁

同御代

大御納戸

御賄是迄之通

当御代様

家督

忠頭様御代、御扶持方式人分被下置候

同御代、新御切米被下置候

同御代、親清太夫御知行被下置候付、御切米上り候

忠勝様

忠政様

政朝様

政勝様

御宛行不相知

忠勝様御代

御料理人

初代

高井六内

実名
不相知

高井六左衛門卜本家末家

不相分候

本国朝鮮

政勝様
政長様
忠国様

御宛行不相知

政勝様御代

御料理人

二代目実子

高井六左衛門

実名
不相知

政長様
忠国様
忠孝様
忠良様

政長様御代

御歩行

同御代

三代目実子

高井藤右衛門富元

高御切米七石
三人扶持

忠国様御代

御作事方

忠良様
忠敏様
忠盈様
忠肃様

忠良様御代

御歩行

高五拾石

同御代

御中之間御取立

御山方

同御代

御詰格

御中間頭

忠敬様御代

御金元

忠肅様御代、

新知被下置候

四代目養子

高井六内元親

河内藏人家来

実父 池谷甚右衛門

忠敬様
忠盈様
忠肅様
忠典様
忠頭様

忠敬様御代

御歩行

忠盈様御代

御歩行世話役

同御代

御歩行目付

忠肅様御代

御歩行目付御免

御歩行

同御代

家督土圭間御番入

同御代

大御納戸

同御代

五代目実子

高井六内親道

忠頭様
当御代様

高五拾石

当御代様

高五拾石

御足輕支配御中間頭兼帯

忠頭様御代

御意之上御目録被下置

御足輕支配御中間頭共

御免、御広間勤番被仰

付候

同御代

奉願隠居

忠頭様御代

土圭間御番入

六代目養子

高井六内親次

実父 岩田弥五右衛門在栄

七代目養子

高井久次郎周親

実父 安井藤九郎元修

土圭間御番入

忠勝様
忠政様

本国伊勢

御足輕

初代

荻須弥右衛門

勤方同断
忠肅様御代

御蔵役御免、土圭間追而
高年迄相勤候付、御番御免

忠政様
政朝様
政勝様
政長様

御定番組小頭

二代目実子

荻須弥右衛門

忠良様
忠敬様
忠盈様
忠肅様
忠典様
忠頭様

忠良様御代
御小僧

高五拾石

同御代
御医師

五代目実子
荻須恕真景林

政長様
忠国様
忠孝様

御定番組小頭

三代目実子

荻須弥兵衛

忠典様御代、

新知被下置候

忠孝様
忠良様
忠敬様
忠盈様
忠肅様
忠典様

忠孝様御代

御定番組小頭

忠良様御代

御勘定人

同御代

御仲之間御取立

御蔵役

高御切米八石五斗
三人扶持
忠盈様御代
御詰格

四代目実子

荻須弥兵衛景昵

忠典様
忠頭様
当御代様

高五拾石

忠典様御代
被召出

同御代
御番入

忠頭様御代
家督

忠典様御代、

被召出候節、御扶持方二人分被下置候

六代目養子

荻須恕慎景信

肝煎

実父 筒井門右衛門

忠勝様
忠政様
政朝様

御宛行不相知

御鷹方

本家祖父江久左衛門
本国尾張

初代

祖父江半左衛門正次

政朝様
政勝様
政長様

御宛行不相知

御鷹方

二代目実子
祖父江熊蔵正廣

政長様
忠国様
忠孝様
忠良様

政長様御代

御鷹方

忠国様御代

高御切米八石五斗

三人扶持

御詰格

三代目実子
祖父江傳七常次

忠国様御代、御暇被下置、其後帰参被仰付候

忠良様

忠良様御代

御仲之間

高御切米八石五斗

三人扶持

御詰格

四代目実子
祖父江治太夫常利

忠良様
忠徹様
忠盈様
忠肃様
忠典様
忠頭様

高御切米八石五斗
三人扶持

御足輕支配

忠良様御代

御歩行

忠盈様御代

御仲之間

同御代

御鷹方

忠典様御代

於貞様御附

同御代

御詰格

同御代

於貞様御附御免

忠頭様御代

御鷹方

同御代

兵部様御附

忠典様
忠頭様
当御代様

忠典様御代

御歩行

忠頭様御代

御歩行世話役

同御代

五代目実子
祖父江治太夫常吉

高御切米七石五斗 御歩行目付
三人扶持 同御代
御鷹匠

同御代 御仲之間
同御代 御歩行目付帰役
同御代 午之丞様
敬次郎様 御附
於巖様
御茶屋附兼
同御代 御詰格
勤方同断
同御代 於三与様御附
当御代様
御茶屋附支配之者御預
同御代 於高様御附
同御代 敬次郎様御附
同御代 達之進様御附

(ママ)
六人代目実子
祖父江治太夫常義

忠勝様

高二百石

忠勝様江被召出、御遺言ニ付、忠朝様江御附人、大阪御陣之節、御供討死仕候

本国二河

初代

土橋嘉兵衛 実名不相知

忠政様
政朝様
政勝様

高地方三拾石

御忍

二代目実子

土橋嘉兵衛元壽

政朝様御代、於上総大多喜家督之節、幼少ニ付、為御鼻紙代地方三拾石被下置、幡州竜野江御所替之節、奉願御供不仕、大多喜引籠罷在候、其後忠政様江被召出、御忍被仰付候、御宛行不相知

政勝様
政長様
忠国様
忠孝様
忠良様

御忍

三代目実子

土橋次太夫元房

忠良様御代、御人滅之節、御切米被召上、御扶持方其俣被下置候

忠良様
忠倣様
忠盈様

忠良様御代

御忍

忠盈様御代

御歩行格

高御切米六石五斗
御取立
三人扶持

四代目実子

土橋嘉兵衛元樹

忠良様御代、御意ニ付嘉兵衛与相改申候

同御代、御切米被下置候

忠倣様御代、伴嘉雪、御坊主被召出、御切米四石御扶

持方式人分被下置、相勤罷在候処、乱心仕候付、則御

願被下候之節、御扶持忝人分御増被下置候

忠頭様
当御代様

右同断

高御切米七石
式人扶持

忠頭様御代

寄合被召出

御忍見習

同御代

親嘉兵衛名跡

御忍

当御代様

一判取御取立

勤方同断

忠頭様御代、御切米五斗御増被成下候

六代目養子

土橋嘉兵衛元享

実父 片岡是人愛道

忠盈様
忠肃様
忠典様
忠頭様

忠盈様御代

御忍御歩行格

忠典様御代

御仲之間御取立

同御代

奉願御忍

高御切米八石五斗
御免
三人扶持

五代目養子

土橋嘉兵衛元陳

御足輕

実父 宮田儀太夫

兵部様御附

忠頭様御代

御詰格勤方

忠勝様
忠政様
政朝様
政勝様

政勝様
政長様
忠国様

忠国様
忠孝様
忠良様

忠良様
忠敬様
忠盈様
忠肅様

本國上総

三人扶持

忠肅様御代
御仲之間

御馬屋杖突

初代
惣十郎

忠敬様
忠盈様
忠肅様
忠典様
忠頭様

御馬屋杖突

二代目実子
惣十郎

高御切米八石五斗
三人扶持

忠敬様御代
御歩行
忠盈様御代
御歩行目付
忠典様御代
御仲之間

五代目養子

松井定右衛門記林

実父 竹岡李太夫

御馬取

三代目養子
惣十郎
実父不相知

同御代
御賄
忠頭様御代
御詰格
同御代
御料理人魚切御勝手御中間
支配ニ御預被成候

忠頭様

六代目養子

松井定右衛門記博

実父 春悦政行

高御切米六石五斗
御歩行
三人扶持
同御代
御歩行目付

高御切米七石五斗
御歩行世話役

四代目実子
松井常右衛門信清

忠頭様
当御代様

忠頭様御代
御歩行

同御代

一判取御取立

御蔵役

当御代様

於高様御附

敬次郎様御附

御茶屋附兼

同御代

達之進様御附

七代目養子
松井惣十郎記格

忠勝様

忠政様

政朝様

政勝様

政長様

高不相知

御納戸支配

御料理人

本国上総

山田与左衛門
実名不相知

政長様

忠国様

忠孝様

忠良様

政長様御代

御納戸支配

御料理人

高御切米八石五斗

三人扶持

忠良様御代

御仲之間

同御代

御詰格

二代目実子

山田与左衛門正俊

忠良様

忠敏様

忠盈様

忠肅様

忠良様御代

御用部屋

子共

三代目実子

山田惣七正重

高御切米六石
三人扶持

忠肅様
忠典様
忠顯様

高御切米四石
式人扶持

忠顯様御代
御用部屋子共
忠顯様御代
一判取
御庭方勤

忠顯様
当御代様

忠顯様御代
御用部屋子共
同御代
御歩行
同御代

高御切米六石
式人扶持

同御代
御歩行
同御代
直段目付兼帯

四代目美子

山田与左衛門正吉

五代目美子

山田与左衛門正光

忠勝様
忠政様

高御切米二十石
三人扶持

御仲之間
御忍

本國上総

初代

古沢市郎右衛門重高

忠政様
政朝様
政勝様
政長様
忠国様

高御切米十石
三人扶持

御仲之間
御忍

二代目美子

古沢市郎右衛門重之

忠国様
忠孝様
忠良様

高御切米七石五斗
三人扶持

忠国様御代
御忍

三代目嫡孫

古沢九郎太夫重輝

忠良様御代、御仲之間御取立

忠良様
忠敬様
忠盈様
忠肅様

忠典様

忠良様御代

高御切米七石五斗

御歩行

三人扶持

忠敬様御代

御歩行目付

忠肃様御代、御仲之間取立

四代目養子

古沢九郎太夫重好

御足輕

実父 佐谷八兵衛

高御切米六石

二人扶持

御用部屋

添書

同御代

病氣ニ付奉願隠居

六代目実子

古沢大次郎重英

当御代様

七代目実子

忠典様
忠頭様

忠典様御代

御用部屋子 共

同御代

御用部屋

添書

高御切米八石五斗

同御代

三人扶持

御仲之間御取立

於貞様御附勤

忠頭様御代

御賄

同御代

御詰格被仰付支配御預

同御代

御広間御番入

五代目養子

古沢九郎太夫照成

松平大膳太夫様御内

益田越中家来

実父 増野正兵衛

高御切米四石

式人扶持

御用部屋子 共

古沢鉄蔵重成

名跡之節、祖父九郎太夫、依勤功御用部屋

子 共

被召出

忠頭様
当御代様

忠頭様御代

御用部屋子 共

同御代

忠勝様
忠政様

御足輕

本國尾張

初代

宮重久藏

高御切米六石五斗 御歩行

宮重半五太夫正久

式人扶持

忠盈様御代

忠勝様御遠忌三付、御家久敷相勤候者故、以思召御歩行御取立被仰付候

忠政様
政朝様
政勝様
政長様

御足輕小頭

二代目実子

宮重与五兵衛

忠盈様

忠肅様

忠典様

忠頭様

忠盈様御代

御歩行

忠典様御代

御歩行世話役

同御代

御歩行目付

同御代

御歩行目付

奉願御免

御歩行被仰付候

政長様
忠国様
忠孝様

御足輕小頭

三代目実子

宮重与五兵衛

高御切米七石五斗 御歩行世話役

三人扶持

忠頭様御代

御仲之間御取立、勤方は迄之通

六代目実子

宮重半五太夫吉正

忠孝様
忠良様

御足輕

四代目実子

宮重半五太夫

同御代

御茶屋勤

於鶴様御付

同御代

午之丞様

敬次郎様御附

忠良様
忠敏様
忠盈様

忠良様御代

御足輕

忠盈様御代

五代目実子

忠頭様
当御代様

御歩行

七代目養子

高御切米六石五斗
当御代様
式人扶持

大御納戸支配

宮重平五太夫宥正
実父 八町村百姓幸七

同御代
御作事支配

政長様御自筆^二而 荻須弥右衛門・宮重与五兵衛卜被遊
御認、軽者^二候得共、御家久敷者卜被遊御意、御書付、
細谷弥五太夫^江御渡遊候由、今以其御書附細谷家^二在
之候

忠勝様
忠政様

政朝様

政勝様

高井六内卜本家・末家
不相分

本国朝鮮

初代

高不相知

御料理人

高井六内

実名
不相知

政勝様
政長様
忠国様

高御切米九石
一人扶持

御料理人

二代目実子

高井六左衛門

実名
不相知

忠国様
忠孝様
忠良様

忠国様御代

御料理人

御仲之間

忠良様御代

御詰格

御姫様御附

三代目実子

高井久次郎宗利

高御切米式十石
三人扶持

相勤

忠国様御代、御料理人被召出候高井藤右衛門同系^二而

御座候

忠良様

忠敬様

忠良様御代

御步行

高御切米六石五斗

忠敬様御代

式人扶持

御步行目付

四代目実子

高井六左衛門宗久

忠敬様

忠盈様

忠肃様

忠敬様御代

御步行

高御切米六石五斗

忠盈様御代

式人扶持

御次詰御髪番相勤

同御代

御髪番奉願御免

同御代

御步行目付

五代目実子

高井久次郎臺近

忠典様
忠頭様

高御切米六石五斗

御步行

式人扶持

忠頭様御代、思召在之、其身計御暇被下置候

忠頭様

当御代様

忠頭様御代

御納戸支配

同御代

御步行取立

当御代様

大御納戸支配

高御切米六石五斗

御納戸支配

二人扶持

忠頭様御代、六左衛門宗宴名跡御立被成下御納戸支配

被召出候

同御代

思召在之、御步行目付

被召上、隠居被仰付候

忠盈様御代、御步行被召出、兄久次郎病死仕候処、実子無之候付、忠肃様御代、奉願名跡相続仕候

七代目実子

高井六左衛門宗俊

七代目

六左衛門宗宴次男

高井六左衛門宗房

忠盈様
忠肃様
忠典様

忠盈様御代

御步行

忠肃様御代

御步行目付

高御切米七石五斗

忠典様御代

三人扶持

御仲之間

御步行目付勤

同御代

御步行目付御免

同御代

忠勝様
忠政様
政朝様

政朝様

政朝様
政勝様
政長様
忠国様

忠国様
忠孝様
忠良様

忠良様
忠敬様
忠盈様
忠肅様

本國伊勢

御足輕

初代
吉村多右衛門

御足輕

二代目美子
吉村多右衛門

御足輕

三代目美子
吉村多右衛門

御足輕

四代目美子
吉村多右衛門

忠典様
忠頭様

忠良様御代
御足輕

高御切米四石五斗
忠盈様御代
式人扶持
御納戸下役御取立

五代目養子

吉村多右衛門恭峯
御足輕

忠頭様

養子

吉村又左衛門嘉運

高御切米四石
式人扶持
同御代、病氣ニ付、奉願退身仕候

三州岡崎上明大寺村百姓
実父 治郎左衛門

忠頭様
当御代様

忠頭様御代
御足輕

高御切米四石五斗
同御代
式人扶持
御作事支配

六代目養子

吉村多右衛門泰方

同御代
御納戸支配

御足輕

実父 村川久藏

忠頭様御代、忠勝様御遠忌ニ付、御家久敷相勤候

者故、寄合格被成下、御取立御納戸支配被仰付候

当御代様

当御代様

大御納戸支配

高御切米四石

同御代

式人扶持

大御納戸下役

七代目養子

吉村栄治泰性

三宅備前守様家来

実父 光用三九郎堯武

本国尾張

御歩行宮重与五兵衛有正同姓

忠勝様御代

御足輕

初代

政朝様御代

御足輕小頭

宮重松右衛門

政朝様
政勝様
政長様

政朝様御代

御足輕

二代目実子

同御代

御足輕小頭

宮重安太夫

政長様
忠国様
忠孝様

御足輕

三代目実子

宮重松右衛門

忠良様
忠良様

御足輕

四代目実子

宮重武右衛門

(五代目なし)

忠良様
忠倣様
忠盈様
忠肅様
忠典様
忠頭様
当御代様

忠盈様御代

御足輕

忠典様御代

在町同心

忠頭様御代

支配御足輕

同御代

御定番組

小頭

高御切米五石五斗 同御代
式人扶持 御納戸支配

六代目養子

宮重政右衛門正房

忠頭様御代、忠勝様御遠忌三付、御家久敷相勤候者故、
寄合格被成下、御取立御納戸支配被仰付候

御納戸支配

同御代

御作事支配

同御代

松平周防守様御家来
実父 天津吉右衛門

当御代様

高御切米四石
式人扶持

名跡大御納戸

酒造方支配

被召出候

七代目養子

宮重庄藏正久

御足輕
実父 若林半太夫